

事務連絡
令和4年2月18日

別記 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」
(令和4年1月7日(令和4年2月18日一部改正)事務連絡)の発出に伴う
対応等について」の周知について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、社会機能維持者が濃厚接触者となった場合の待機を早期に解除するための検査(以下「待機期間早期解除検査」という。)を集中的実施計画に基づく検査(以下「集中的検査」という。)の一環として行うことが差し支えない旨、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」(令和4年1月7日(令和4年2月18日一部改正)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)(別添)において示されましたので、別添のとおり、「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」(令和4年1月7日(令和4年2月18日一部改正)事務連絡)の発出に伴う対応等について」令和4年2月18日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)を都道府県等に対して発出しました。

貴会におかれましては、別添の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

【別添】

「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」
(令和4年1月7日(令和4年2月18日一部改正)事務連絡)の発出に伴う
対応等について」(令和4年2月18日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか
連名事務連絡)

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

日本介護医療院協会

公益社団法人 日本看護協会

公益財団法人 日本訪問看護財団

一般社団法人 全国訪問看護事業協会

一般社団法人 全国デイ・ケア協会

一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会

一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会

一般社団法人 日本言語聴覚士協会

一般社団法人 日本作業療法士協会

公益社団法人 日本理学療法士協会